

請求人

様

宇部市監査委員 廣 中 昭 久
同 河 口 雅 邦
同 唐 津 正 一

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和 6 年 5 月 7 日付けで提出のありました地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく宇部市職員措置請求（以下「本件請求」という。）に対し、同条第 5 項の規定により監査を実施しましたので、結果を下記のとおり通知します。

記

第 1 監査の請求

- 1 請求人 住所
氏名
- 2 受付日 令和 6 年 5 月 7 日

第 2 請求の要旨（事実証明書の内容は省略）

恩田スポーツパーク（多目的グラウンド）整備工事に関する措置請求の要旨

- 1 請求の対象職員 宇部市長 関係職員
- 2 いつ、どのような財務会計行為を行ったか
 - (1) 行為を行った日 令和 6 年 4 月 工事代金を支払った日
 - (2) 内容
 - ① 恩田スポーツパーク（多目的グラウンド）整備工事で新築した多目的グラウンドはホームベースからバックネットまで非常に近くネットは伸縮性のある繊維製のネットである。またグラウンドを取り巻くフェンスは伸縮性のある繊維製のネットでありフェアーラインから近くファールボールが飛び越える。
 - ② 恩田スポーツパーク（多目的グラウンド）整備工事において雨水排水のためヒ

ューム管を埋設しているが、埋め戻しに掘削土を利用し余った残土を周辺に敷き均している。

③ グラウンド周囲にU字溝を設置しているが、埋め戻しに掘削土を利用し余った残土を周辺に敷き均している。

④ 街灯の電線は地下でなく地上で人の手の届く所にある。

3 その行為は、どのような理由で違法・不当なのか

①について

都市公園法施行令第7条には公園施設は、安全上及び衛生上必要な構造を有するものにしなければならない。とあるがホームベースからバックネットまで非常に近くネットは金網でなく伸縮性のある繊維製のネットであるためネットのそばにいる人をボールが直撃する。

またフェアーラインからフェンスが近く下部が金網でないためフェンスのそばにいる人をボールが直撃する、またファールボールが飛び越えて公園利用者をボールが直撃する。特にバックネット裏は危険である。

以上のように多目的グラウンドは非常に危険なグラウンドであり都市公園法施行令第7条違反である。

②について

(1) 建設工事から発生する土を再生資源として埋め戻しに利用するには産業廃棄物（以下産廃）を取り除かなければ利用出来ないのに取り除かないで利用している。廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下廃掃法）第3条違反である。

(2) 余った残土は産廃が混じっておれば残土処理場に運搬して処理、産廃が取り除いてあれば他工事に利用又は残土処分場で処分しなければならないのに現場周辺に敷き均している。廃掃法第3条違反である。

(3) 掘削土は粘性土で国土交通省令の第三種建設発生土であり、工作物の埋め戻し材料としては利用出来ないのに埋め戻しをしている。埋め戻しに利用できるのは第一種建設発生土のみである。建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第4条違反である。

③について

(1) 建設工事から発生する土を再生資源として埋め戻しに利用するには産廃を取り除かなければ利用出来ないのに取り除かないで利用している。廃掃法第3条違反である。

(2) 余った残土は産廃が混じっておれば残土処理場に運搬して処理、産廃が取り除いてあれば他工事に利用又は残土処分場で処分しなければならないのに現場周辺に敷き均している。廃掃法第3条違反である。

(3) 掘削土は粘性土で国土交通省令の第三種建設発生土であり、工作物の埋め戻し材料としては利用出来ないのに埋め戻しをしている。埋め戻しに利用できるのは第一

種建設発生土のみである。建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第4条違反である。

④について

(1) 照明灯の電線は地下にあるのに街灯の電線は地上にある。しかも人の手のとどく高さにありテープを巻いただけの箇所があり非常に危険である。都市公園法施行令第7条違反である。

4 その結果どのような損害が市に生じたか

違法・不当な工事施工をしているのに完了検査を合格として工事代金を支払っており、143,200,000 円の損害が生じた。

5 どのような措置を請求するのか

損害を賠償し、法律に則った安全な多目的グラウンドを法律に則った施工方法で造り直す。

第3 監査の実施

本件請求は、所定の形式的要件を具備していると認め、令和6年5月10日付けでこれを受理し、宇部市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

1 監査の種類

住民監査請求に基づく監査

2 監査の対象

(1) 監査対象事項

恩田スポーツパーク（多目的グラウンド）整備工事の請負代金として市が143,200,000 円を支出したことが違法又は不当な公金の支出に該当し、市に損害を与えているか否か。

(2) 監査対象部課

観光スポーツ文化部スポーツ振興課

総務部契約監理課

3 監査の期間

令和6年5月10日から同年7月3日まで

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定により、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、令和6年5月13日に新たな証拠書類が提出され、同月20日に本件請求の要旨を補充する陳述がなされた。

陳述内容の要旨は、次のとおりである。

(1) 多目的グラウンドは法律違反のグラウンドであり、その施工方法は法律、省令に違反している。このようなグラウンドに143,200,000 円を支払ったのは、不当な公金の支出である。

(2) 緑のある開放的な空間だったが、大量の木を切って施設を作ること矛盾を感じる。隣接の駐車場の側にはメタセコイアの林があったが、これも全て切られた。

(3) 市内の他の施設とは違い、このグラウンドは、ホームベースからバックネットまでの距離、フェアーラインから防球ネットまでの距離が近く、また、金網のフェンスを使用せずに下部まで全て伸縮性のある繊維製のネットで作られているため、フェンスの側にいる人、特にバックネット裏は飛び越えたボールが公園利用者を直撃し、危険である。

また、このグラウンドの街灯の電線は、地面から非常に近いところを走っており、また、電線を結んでいるところはテープを巻いただけで、しかも手に届く位置にあり、こういう箇所がたくさんある。これらのことから、このグラウンドは安全上に必要な構造をなしておらず、都市公園法に違反した公園である。

(4) 多目的グラウンドの周囲にU字溝を設置し、U字溝で集水した雨水を園外に排出するためヒューム管を埋設しており、また、グラウンドの周囲には照明灯や防球ネットを張るためのポールを設置しているが、これらの埋戻しには掘削した土を利用している。

(5) 国土交通省が示した資料「建設工事から発生する土の搬出先の明確化等」によると、建設工事から発生する土は、廃棄物が混じっていれば廃棄物を分別し、廃棄物は廃掃法に基づいて処理しなければならない、廃棄物を取り除いた土は、建設発生土として工事に利用したり、利用できなければ残土処分場で処分するものとされ、全ての公共工事発注者に指定利用等の原則実施を要請、処分費の積算への計上を徹底するとある。

(6) ヒューム管の埋戻しについては、木くずや石が覗いているのを発見したが、この工事の木くずに関しては、国の通知（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた根株、伐採木及び末木枝条の取扱について（平成 11 年 11 月 10 日衛産第 81 号。厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知））の別紙「根株等の利用について」において「自ら利用」に該当する場合として示されている「剥ぎ取り表土の利用」には該当せず、掘削した土に産廃に該当する根っこがある状態で埋め戻している。

(7) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 3 年建設省令第 19 号）の第 4 条と別表第一によれば、工作物の埋戻し材料として利用できるのは「第一種建設発生土（砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。）」とされており、第二種から第四種までの建設発生土については工作物の埋め戻し材料として利用できると書かれていない。

また、発生土利用基準について（平成 18 年 8 月 10 日国官技第 112 号、国官総第 309 号、国営計第 59 号）の表-1「土質区分基準」に掲げる第一種建設発生土は礫質土、砂質土であることから、埋戻しに利用できるのは砂又は礫しか利用できないも

のであるが、発生した粘性土で埋め戻しているために陥没を起こしている箇所が見られる。

(8) 礫に該当しない 75 ミリメートルの以上の大きさの石は、埋戻しに利用できない不要物であり、建設工事で発生した産業廃棄物である石を取り除くことなく埋め戻されている。

(9) 木くず、石は産廃であり、産廃の混じった土で埋戻しをしているのは廃掃法違反である。埋戻しに粘性土を利用しているのは省令違反である。

(10) 必ず残土が発生するはずであるが、この残土に産廃が混じっていれば廃掃法に基づいて処理をし、産廃が混じっていなければ工事に利用するか、残土処分場で処分しなければならない、このように敷き均らして処分することはできない。

(11) U字溝の施工については、掘削した時に出てきたものと思われる瓦の欠片、塩ビ管（塩化ビニル管）、コルゲート管は廃棄物であり、このようなものが地上に出ているなんて信じられない。産廃を取り除くことなく埋戻しに掘削土を利用したことは廃掃法違反であり、埋戻しに粘性土を利用しているのは省令違反である。

(12) 照明灯や防球ネットを張るためのポールを設置しているが、これも埋戻しに砂質土ではなく粘性土を使っている。

(13) 法面から木の根が出ているような状態では、工事が完成したとはとても言えない。

5 市による弁明書の提出

市に本件請求に対する弁明書の提出を求めたところ、令和 6 年 5 月 29 日、市から以下の内容による書面の提出がなされた。（別紙の内容は省略）

弁明書

第 1 恩田スポーツパーク整備・管理運営業務（以下「本事業」という。）の概要について

1 本事業の経緯と目的

2020 年東京オリンピック・パラリンピックでは、新たに若者を惹きつける都市型スポーツが追加されるなど、時の流れとともにスポーツの楽しみ方が変化している。また、生涯を通じて心豊かな生活をするために「健康」であることへのニーズが高まり、運動・スポーツの目的やジャンルも多様化していることから、ライフスタイルに応じた環境づくり、生涯を通じて運動・スポーツに親しむ機会と場所づくりが求められている。そのような中、市では、令和元年 11 月、恩田運動公園に新たな魅力とにぎわいを創出するための整備指針として、「恩田スポーツパーク構想」を策定した。

当該構想では、多機能で複合型の施設を整備し、トップレベルのスポーツイベントの開催や合宿の誘致等を行うとともに、子どもから大人まで多くの市民がスポーツに触れる機会を創出することで、交流人口の拡大を図り、経済効果や地域活性化

につなげていくことを掲げている。また、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、すべての市民が、自分の体力や目的に応じて、気軽にスポーツを楽しむことができるバリアフリーのスポーツパークとして整備し、「スポーツを楽しむ元気なひとの元気なまち・宇部市」を目指すとしている。

上記を踏まえ、本事業の実施にあたっては、スポーツパーク全体の再整備と運営等を一体に行うDBO（設計・建設・運営）方式とするとともに、可能な限り民間投資による新たな機能を導入することで、施設全体の魅力の向上と費用縮減を図ることを目的としている。

また、本事業のコンセプトは、「スポーツからストリートカルチャーまで」として、新たな魅力とにぎわいを創出することとしている。

2 本事業の事業者選定

本事業への参画を希望する事業者を広く公募し、また、選定にあたっては、公募型プロポーザル方式によるものとし、提案価格のほか、事業計画、施設整備、維持管理・運営、設置管理許可施設等、総合的に審査した。「恩田スポーツパーク整備・管理運営業務プロポーザル審査選定委員会」において、透明性及び公平性の確保に十分留意しながら「美津濃グループ」を選定した。

3 本事業の協定締結

令和5年6月30日に「恩田スポーツパーク整備・管理運営業務基本協定書」（以下「本協定」という。）を美津濃グループの構成企業である美津濃株式会社、公益財団法人宇部市体育協会（現 公益財団法人 宇部市スポーツ協会）、株式会社アービカルネット及び株式会社美建築設計事務所と締結した。

本協定の有効期間は、令和5年6月30日から令和21年3月31日までとしており、解体、設計、建設等の施設整備期間が令和5年7月から令和7年3月まで、維持管理運営期間は令和6年度から令和20年度までの15年間としている。

また、協定額の合計は、2,622,904,900円である。内訳について、設計・工事監理業務委託、工事請負契約が1,850,632,300円、維持管理運営業務として、体育施設に関するものが671,999,900円、都市公園の管理に関するものが100,272,700円である。なお、本件に係る業務は、協定の中で別途契約により実施している。

第2 申立てと弁明

1 請求人の申し立て事項

- ① 恩田スポーツパーク（多目的グラウンド）整備工事で新築した多目的グラウンドはホームベースからバックネットまで非常に近くネットは伸縮性のある繊維製のネットである。またグラウンドを取り巻くフェンスは伸縮性のある繊維製のネットでありフェアラインから近くファールボールが飛び越える。
- ② 恩田スポーツパーク（多目的グラウンド）整備工事において雨水排水のためヒューム管を埋設しているが、埋め戻しに掘削土を利用し余った残土を周辺に敷き均し

ている。

③ グラウンド周囲にU字溝を設置しているが、埋め戻しに掘削土を利用し余った残土を周辺に敷き均している。

④ 街灯の電線は地下でなく地上で人の手の届く所にある。

2 恩田スポーツパーク施設（多目的グラウンド）整備工事（以下「本工事」という。）の概要と本件の経緯

美津濃株式会社は、令和 5 年 12 月 22 日、電気設備工・舗装工・排水構造物工・トイレ改修工・その他関連施設整備からなる本工事について、請負金額 143,200,000 円で本市と工事請負契約を締結した。その後、令和 6 年 3 月 21 日に本工事は完成し、同月 25 日に本市による完成検査を行った。本工事が違法・不当な工事であるにもかかわらず完成検査を合格として工事代金を支払ったため、当該支出は本市の損害であるとして、令和 6 年 5 月 7 日付けで本市に対して住民監査請求が提出された。

3 弁明①

申立事項①について、当該繊維製のネット（以下「防球ネット」という。）は、本工事で設置されたものではなく、本事業の別工事で新設したものである。ただし、本事業に関することであるため、以下の通り説明する。

- ・ 本協定において、グラウンドの広さを本市の要求水準（両翼 77m 以上）より大幅に広い 90m に設定し、さらに防球ネットを 2 重に設置することで、近隣へのボール等の飛び出しを削減できるようにした。
- ・ 多目的グラウンドのバックネット裏には人が安易に近づけない様に植栽等をする予定である。
- ・ 多目的グラウンドを利用するときは、硬式ボールを使用した野球の試合会場としての利用を禁止している。（別紙説明資料 1）

以上を踏まえると、都市公園法施行令第 7 条には違反しない。

4 弁明②

申立事項②と③について、本工事の設計図書において、建設発生土については、現場内の流用に努めるものとし、公共工事間での調整が可能な場合は処分から流用に変更することや、工事間での調整がスムーズに進まない場合はストックヤードに一時堆積するなど、柔軟な対応により残土の抑制に努めることとしている。また、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）における基本的な考え方を原則とし、本事業の設計では、旧プール跡地に大量の土砂が必要になることから、多目的グラウンド部分を掘り下げることで、その必要土量を確保し、環境の保全にも配慮し、建設資材に要する費用を低減できる設計にしている。

本工事の建設発生土は、まず多目的グラウンドになる部分を最初に掘削（約 70 cm）し、ストックヤードに一時堆積し、その後掘り下げた面を更に構造物を埋設するために掘削し、その発生土で U 字溝などの埋め戻しを行った。ヒューム管の埋め戻し

土については、多目的グラウンドより離れたエリアでの施工だったため、現状の地盤を掘削し、その発生土を流用している。また、地盤の計画高と現地の地盤高の高低差が生じている場所は、擦り付け土としても利用している。この度請求人より提出された事実証明書に添付されている「産廃の混じった粘性土による埋め戻し」の状況写真は、本工事で埋め戻した表面ではなく、全て掘削したときの表面であり、これから別工事で仕上げる途中の現場である。そのため次に施工をする際には、見える廃棄物は取り除き適切に処理する。（別紙説明資料 2）

産業廃棄物が混入した建設発生土が埋戻しや敷均しに使用されているという件について、建設発生土については、我が国が持続的に発展していく上で循環型経済システムの構築を目指すために制定された資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく取組の中で、「指定副産物」とされ、特に利用促進が必要なものと位置づけられている。本市においても可能な限りの建設発生土の利用を行っており、本工事では、掘削量約 6,814 m³のうち約 246 m³の土砂を埋戻しに流用し、再利用されなかった約 6,568 m³の土砂については当面は現場で保管し、将来、別工事での再利用や公共残土処分場への搬出を行うこととしている。

この度の請求は、建設発生土を産業廃棄物が混入したまま流用したことで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に違反し、不当であるというものである。

まずメタセコイアの根元から先の地中に延びている細い根（以下「木の根」という。）が建設発生土に混入していることについて、現地には多数のメタセコイアが立っており、相当広い範囲にわたりその根が密に地中に埋まっている状況である。

廃棄物処理法第 2 条第 4 項第 1 号で産業廃棄物は、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」と定義されており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 2 条第 2 号において、「木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。））（後略）」と定められている。

これらの法令に基づき、環境省は平成 23 年 3 月 30 日付けで「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）」を発出し、「木くず」の具体例を「型枠、内装・建具工事等の残材、伐根・伐採材、木造解体材等」としている。ここに示されている「伐根」については、一般的に、一定程度の太さを持つ根株等を指すものであり、本件の建設発生土に含まれていた、地中に細かく延びた細い枝根を指すものではない。したがって、「木の根」は廃棄物処理法に定義される産業廃棄物ではない。

また、実際の施工において美津濃株式会社は、土砂の分別機能を有するバケットを装着したスケルトンバケット付バックホウ（以下「バックホウ」という。）による

分別や作業員の手作業による取り除きを行っている。(別紙説明資料3)

次に「廃プラスチック類」であるが、現地には用途が廃止された水道管・電線管などが多数埋設されており、これらは用途を廃止しているため土の掘削とともに掘り上げている。この工程で発生したプラスチック類の破片が建設発生土に混入してしまっているため、これらの破片についても美津濃株式会社が取り除いており、今後も引き続き取り除く予定である。

廃棄物処理法第16条は、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と規定しているが、この条文中の「みだりに」の趣旨は「社会通念上許容されないことを意味し、廃棄物処理法の趣旨・目的に照らし、公衆衛生及び生活環境の保全に支障が生じると認められる行為を指す。」(『令和2年版 廃棄物処理法の解説』(一般財団法人 日本環境衛生センター) p388) とされている。

美津濃株式会社は、①本工事から発生した土砂を再利用するにあたり、木の根と土砂とを分別するため、バックホウによるふるい分けや作業員の手作業による取り除きで建設発生土から木の根の量を減らす作業を行っていること。②廃プラスチック類も作業員の手作業により取り除く作業を行っており、今後も取り除く作業を行う意向であること。などの事情に照らすと、社会通念上許容されるものと考えられるため、違法性はない。

次に、掘削土は粘性土で国土交通省令の第3種発生土であり、工作物の埋め戻し材料としては利用出来ないという件について、建設発生土の利用については、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断に基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第20号。以下「省令」という。)第4条第1項で「建設工事業業者は、建設発生土を利用する場合において、別表第1の上欄に掲げる区分に応じ、「主として」下欄に掲げる用途に利用するものとする。」と規定されている。

さらに、「発生土利用基準について」(平成18年8月10日付け国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号。以下「通知」という。)では「発生土を利用する際の用途は、土質区分に基づき、表-3に示す適用用途標準を「目安」とし、個々の事例に即して対応されたい。」と規定されている。省令では、第3種建設発生土の主たる用途として別表第1で「土木構造物の裏込材、道路路体用盛土材料、河川築堤材料、宅地造成用材料、水面埋立て用材料」のみがあげられ、「土木構造物の埋戻し材料」についてはあげられていないが、通知の表-3では第3種建設発生土に対する「工作物埋戻し」と「土木構造物の裏込め」が可能とされている。これは、省令及び通知が、それぞれの建設発生土の「主たる」用途を示した「目安」であり、省令別表第1に掲げる用途に限定されるものではなく、個々の事例により幅をもたせた柔軟な対応を許容するものであるということが言える。

これらの前提の下、省令第8条「建設工事業業者は、適切な施工方法の選択、資

材置場の確保及び施工機械の選定に配慮し、再生資源が発生した当該工事現場での利用に努めるものとする。」の規定に基づき、現場から発生した土は工事現場内での利用に努め、省令第4条2項「建設工事事業者は、建設発生土の品質等に関する技術的知見に基づき、建設工事の施工又は完成後の工作物の安全及び機能に支障が生じないように、適切な施工を行うものとする。」の規定に基づき、建設工事事業者が現場で利用できる」と判断した。

以上を踏まえると、本工事の建設発生土の再利用について瑕疵はない。

よって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条違反ではない。

5 弁明③

申立事項④について、街灯の電線は、本工事で設置をされたものではなく、別工事で仮設の街灯として設置をしたものである。ただし、本事業に関することであるため、以下の通り説明する。

- ・ 街灯の電線の高さは、地上約2mのところにあるが、直接電線に触れることができないよう工事期間中は周辺をバリケードで囲み、安全対策を講じている。故意でない限り触れることはできないことから、都市公園法施行令第7条には違反しない。(別紙説明資料4)

6 弁明④

以上のことより、本工事について違法性・不当性はなく適正に行われており、工事完成検査を合格として工事代金を支払ったため本市に損害を与えたとする請求人の主張は当たらない。

6 現地調査

令和6年6月5日、多目的グラウンドにおいて、本件請求に係る現地調査を実施した。

スポーツ振興課による説明の要旨は、次のとおりである。

- ・ 多目的グラウンドの防球ネットに係る工事(二重ネット部分の張替えを含む。)は、請求対象の「多目的グラウンド整備工事」とは別工事である「安全施設設置工事」により施工したものである。
- ・ 多目的グラウンドの防球ネット(延長約361メートル)とその外側に設置している防球ネット(延長約186メートル)による二重の防球ネットを配置している。
- ・ 繊維ネットは伸縮性を有しているが、そのことをもって直ちに危険であるとは考えていない。
- ・ 設置した防球ネットの高さは10メートルあり、本市では一番高いネット高を有しているが、安全な施設運営に向け、グラウンドの利用規制を設けるとともに、公園利用者への注意喚起など、必要な対策を講じていくこととしている。
- ・ 請求人が事実証明書において具体的に指摘する「埋め戻し土に混じった木くず」

については、既に取り除かれている。

- ・ 請求人が事実証明書において具体的に指摘する「粘性土のため施工性が悪く陥没している」箇所については、集水ます付近の土が大雨によって流されたものであり、土質に起因する施工不良ではない。
- ・ 請求人が「産廃の混じった粘性土による埋め戻し」として事実証明書において具体的に指摘する瓦様の欠片については、既に取り除かれており、塩化ビニル管及びコルゲート管については、グラウンドの掘削によって地山からその一部が露わになっているのであって、地山に埋まっている当該使用することのない管類については、今後の工事において掘削する際に取り除かれるものである。
- ・ 請求人が提出した証拠の中で具体的に指摘する「礫に該当しない75ミリメートル以上の大きさの石は、埋戻しに利用できない不要物であり、建設工事で発生した産業廃棄物である石を取り除くことなく埋め戻されている」という石については、集水ますの流入口ということもあり、雨の際には当該ます内に土砂が流れ込みやすいことから、ヒューム管を敷設するために掘削した土から発生した石を建設資材として、仮の土留めに使用した。この石は、今後の工事で撤去する予定である。
- ・ 宇部環境保健所及び市廃棄物対策課とも協議を行い、本工事において掘削土に含まれる木の根については、これを一般廃棄物として適切に処理することとしているものである。
- ・ 請求人が事実証明書において具体的に指摘する「残土を敷き均している」箇所は、ヒューム管を敷設した公園の緑地帯であり、ヒューム管を敷設するために掘削した土でその緑地帯周辺の凹凸や計画高と現地盤の高低差が生じる箇所の敷均しに流用したものである。

7 市への事情聴取

総務部及び観光スポーツ文化部に対し、令和6年6月12日、本件請求に係る事実関係について聴取した。

総務部及び観光スポーツ文化部による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 恩田スポーツパークの整備について

- ・ 恩田スポーツパークの整備に関しては、DBO方式により実施しているものであるが、本契約をはじめ各個別契約における監督職員の役割は、通常の工事と同様であると認識している。
- ・ 本工事は、書面により、「山口県土木工事共通仕様書」及び「山口県土木工事施工管理基準」に準じた施工を指示しているが、同施工管理基準に定められていない場合等においては、本工事の受注者（以下「受注者」という。）と協議して適切に施工を行っている。

(2) 完成検査について

- ・ 令和6年3月25日に完成検査を行っている。なお、当初の予定はなかったが、

工事監督職員からの要請に応じ、グラウンドの舗装の仕上がりについては同月 8 日に中間検査を行っている。また、ヒューム管の埋設については工事写真により埋設状況を確認した。

- ・ 完成検査において見受けられた廃棄物については、令和 6 年度に予定されている工事エリア内にあり、今後、当該工事において撤去されることをスポーツ振興課に確認した。また、掘削により生じた細い根についても、現場で選り分けをして適正に処理していると所管部局及び受注者に確認し、適切に履行されたものと考えている。
- ・ 粘性土を含む建設発生土を埋戻しに用いていることについては、掘削土を仮置きして水切りをし、適切に締固めができており、施工した箇所の仕上がりについては、完成検査時に陥没等の問題は見られなかった。

(3) 防球ネットの設置について

- ・ 下関市、松山市、八王子市など多くの類似施設で繊維ネットのみによる施工が採用されており、ポリエステル製の繊維ネットは、金網に比べ、事業費を軽減することができることに加え、変色もせず、ボールのぶつかる音も静かで、色も周囲との環境を考えて設置されている。
- ・ 防球ネットは、本工事とは別工事で設置したものであるが、既設の防球ネットの張替えに加え、今回、高さ 10 メートル、延長約 361 メートルの防球ネットで多目的グラウンドを囲むように設置している。
- ・ 多目的グラウンドと園路の離隔は、ボール等の直撃を防ぐよう、1 塁側の外野部分が 1.8 メートル、1 塁側が 3.4 メートル、バックネット裏が 6 メートル、3 塁側が 9 メートルとしており、バックネット裏については、公園の顔となる場所でもあることから、別工事により植栽を行い、人がバックネット裏に侵入しにくい状況とする予定としている。
- ・ 受注者は、スポーツ施設専門の設計施工を行い、全国展開している事業者であり、一定の安全性は有しているものと考えている。

(4) ヒューム管、U字溝の敷設等について

- ・ 埋戻し土については、以下のとおり、必要に応じて市と受注者において協議しながら適切に対応している。

ア 廃棄物の観点

- ・ 工事の際の一般的な考え方としては、例えば、工事に支障となる木があった場合は、産業廃棄物に該当する木くずとして、その伐採、抜根というものを設計で計上し、適切に処理しなければならないが、一般廃棄物として取り扱われる木の根については、適切に取り除き、市の処理場に持ち込んで処理することで足りる。
- ・ 多目的グラウンド内を掘削し、発生土を他のエリアに移す際には、重機のバ

ケットをスクリーンに変え、廃棄物を取り除いて処理している。

- ・ U字溝については、一旦 70 センチメートルほど表土を剥ぎ取り、さらに床掘りして設置しているため特に大きな木の根は見受けられず、掘削した土をそのまま埋め戻しているが、ヒューム管については、表土から剥ぎ取った土を使って埋め戻しているため、埋戻しの際に人の手で根を分別して取り除いている。

イ 粘性土の観点

- ・ ヒューム管及びU字溝の敷設に当たり、埋戻し土（掘削土）の土質区分は目視による判定を行っているところであるが、工事箇所全体の土質としては現場での埋戻し材として利用できるものと受注者及び監督職員が判断した。
- ・ ヒューム管の敷設箇所は、発生土利用基準についての表-3(2)に掲げる公園・緑地造成に係る区分に該当すると判断し、また、粘性土の割合が比較的高い箇所については、床掘りした土を山の形にして仮置きし、水切りにより土質改良を行い、発生土を有効利用できるような処置を行った上で埋戻しをしている。
- ・ 横断側溝の部分については、掘削土の強い粘性が認められたことから、発生土による埋戻しではなく、砕石で埋め戻しているところであり、それぞれの施工箇所の土質によって、どのような埋戻しを行うかについて柔軟に対応している。
- ・ U字溝の敷設箇所は、発生土利用基準についての表-3(1)に掲げる工作物の埋戻しに係る区分によることとし、当該箇所の土質区分は第二種建設発生土であると判断して床掘りした土をそのまま埋戻し材として流用することとした。
- ・ 多目的グラウンド内では、段階確認において、路床の支持力や不良箇所を調べるプルーフローリング試験を実施し、施工時にタイヤローラで路床面を走行することで、たわみ量のチェックを行い、一部において強度不足が確認されたため、土質改良を施した。また、U字溝の埋戻し部分については、特に問題は見受けられなかった。
- ・ なお、令和 6 年 6 月 6 日、参考にスポーツ振興課職員によりヒューム管の埋戻し土に係るコーン指数を調査した結果、所定の支持力を有しているとの結果が得られた。

(6) 街灯の電線について

- ・ これは、工事期間中、夜間の防犯用の照明灯として、受注者が一時的に仮設しているものであり、本工事に含まれるものではなく、また、今後の工事の進捗によりいずれ取り除くものではあるが、ケーブルが手の届く位置にある箇所については、これを 3.0 メートルの高さに付け替えたところである。

第 4 監査の結果

1 事実関係

工事請負契約（恩田スポーツパーク施設（多目的グラウンド）整備工事）

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 契約年月日 | 令和 5 年 12 月 22 日 |
| (2) 完成検査日 | 令和 6 年 3 月 25 日 |
| (3) 支出命令日 | 令和 6 年 3 月 25 日 |
| (4) 支払日 | 令和 6 年 4 月 8 日 |

2 判断

(1) 防球ネットの設置について

本件請求に係る防球ネットに関しては、本工事とは別工事（恩田スポーツパーク安全施設（多目的グラウンド）設置工事）により施工されたものであるが、本工事と一体的かつ同時期に施工されたものであることを踏まえ、以下のとおり必要な限度において判断することとする。

ア 請求人は、繊維製の防球ネットを使用していること及びホームベースからバックネットまでの距離とフェアーラインから防球ネットまでの距離が近いことを具体的な危険要因として挙げている。

イ 防球ネットの高さに関する安全性の考え方について、スポーツ振興課に対し説明を求めたところ、運動施設を設計する際に参考とすべき基準とされている公益財団法人日本スポーツ施設協会が作成した「屋外スポーツ施設の建設指針」には防球ネットの具体的な高さの基準は示されていないため、本市内の既存類似施設 5 箇所の防球ネットの高さは 4 メートルから 8 メートルであること及び多目的グラウンドにおける軟式野球による使用を想定した両翼 90 メートル、面積約 8,800 平方メートルが確保できる施設であれば受注者の施工実績から、防球ネットの標準高を 10 メートルと判断したとのことであった。

また、より高い防球ネットの設置によっても打球等の飛出しを完全に防ぐことは難しいため、多目的グラウンド直近に園路を設定せず、植栽帯などのバッファを設けるなど、設計上の配慮を合わせて行ったとのことである。

ウ 市の説明では、近年、多くの類似施設で繊維ネットが採用されているとのことであった。

防球ネットの高さは、前記イのとおり市内の既存類似施設よりも高い 10 メートルとし、多目的グラウンドと園路の離隔についても、1 塁側の外野部分が 1.8 メートル、1 塁側が 3.4 メートル、バックネット裏が 6 メートル、3 塁側が 9 メートル、防球ネットは園路から離すよう施工するとともに、多目的グラウンドではキャッチボールを除く硬式ボールを使用した野球での利用を禁止しているほか、バックネット裏については、人が容易に近づけないよう、別工事により植栽を行う予定としている。

また、今後、当該グラウンドの使用に際し、状況に応じ、安全面を考慮した運用上の見直しを行い、適正に管理していくこととしているとのことであった。

エ 以上の市の説明には一定の合理性が認められ、請求人の主張する繊維製のネットを使用していること、ホームベースからバックネットまで及びフェアーラインから防球ネットまでの距離が近いことによる明白な危険性は認められなかった。

(2) ヒューム管、U字溝の敷設等について

ア 廃棄物の観点

(ア) 市の説明では、現地には用途廃止された水道管、電線管等が多数埋設されているが、掘削とともに掘り上げた廃プラスチック類の破片は工事業者において取り除いているとのことである。

(イ) 請求人は、塩化ビニル管、コルゲート管等がグラウンドの表面に残っていることを指摘するが、これらはグラウンドの掘削によって地山からその一部が露わになっているのであって、地山に埋まっている部分とともに今後予定されている工事の施工過程で取り除かれることとされている。

また、請求人が事実証明書において具体的に指摘する「埋戻し土に混じった木くず」及び瓦様の欠片については、既に取り除かれていることを確認した。

(ウ) 市の説明によると、工事の際の一般的な考え方として、例えば、工事に支障となる木があった場合は、産業廃棄物に該当する木くずとして、その伐採、抜根というものを設計で計上し、適切に処理しなければならないが、一般廃棄物として取り扱われる木の根については、取り除き、市の処理場に持ち込むこととされている。

本件請求に係る本工事の掘削土に含まれる木の根については、宇部環境保健所及び市廃棄物対策課との協議により、産業廃棄物に該当する木くずではなく、一般廃棄物として処理することとしたとしている。

(エ) そこで、本工事のエリア内に抜根・伐採材の産業廃棄物が発生しなかった事実を確認するため、その状況、理由をスポーツ振興課に求めたところ、本工事とは別の既に完了した工事である「恩田スポーツパーク環境整備工事」により、多目的グラウンド施工エリアを含む公園内の高木 147 本の伐採・抜根をまず先行して施工し、当該工事から排出される産業廃棄物として計 239.990 トンの木くずについて処理がされたことの説明を受け、その事実を書面により確認した。

(オ) 市の説明では、U字溝については、一旦 70 センチメートルほど表土を剥ぎ取り、さらに床掘りして設置しているため特に大きな木の根は見受けられず、掘削した土をそのまま埋め戻しているが、ヒューム管については、表土から剥ぎ取った土を使って埋め戻しているため、埋戻しの際に人の手で根を分別して取り除いているとのことである。

なお、ヒューム管を敷設した緑地帯周辺の凹凸や計画高と現地盤の高低差が生じる箇所は、この掘削土で敷き均しているものであるとしている。

(カ) また、請求人は、埋戻しに利用できない不要物（礫に該当しない 75 ミリメー

トル以上の大きさの石)を埋め戻していることを指摘するが、市は、集水ますの流入口の近くということもあり、掘削した際に発生した石を建設資材として仮の土留めに使用し、今後の工事で撤去する予定であるとしている。

イ 粘性土の観点

(ア) 市の説明では、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)並びに発生土利用基準について(平成18年8月10日国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号。以下「利用基準」という。)及び利用基準の表-3に掲げる適用用途基準は、建設発生土の主たる用途を示した目安であるとした上で、ヒューム管及びU字溝の敷設に当たっては埋戻し土(掘削土)の土質区分は目視による判定を行っているところであるが、工事箇所全体の土質としては現場での埋戻し材として利用できるものと受注者及び監督職員が判断したとのことである。

(イ) 市は、ヒューム管の敷設箇所は、利用基準の表-3(2)に掲げる公園・緑地造成に係る区分に該当すると判断し、また、粘性土の割合が比較的高い箇所については、床掘りした土を山の形にして仮置きし、水切りにより土質改良を行い、発生土を有効利用できるような処置を行った上で埋戻しをしたとしている。

(ウ) 横断側溝の部分については、掘削土の強い粘性が認められたことから、発生土による埋戻しではなく、碎石で埋め戻しているところであり、それぞれの施工箇所の土質によって、どのような埋戻しを行うかについて柔軟に対応したとしている。

(エ) 市の説明では、U字溝の敷設箇所は、利用基準の表-3(1)に掲げる工作物の埋戻しに係る区分によることとし、当該箇所の土質区分は第二種建設発生土であると判断して床掘りした土をそのまま埋戻し材として流用することとしたとのことである。

(オ) また、スポーツ振興課に対し、どのように締固めを行ったのかについて説明を求めたところ、床掘りにより発生した土で、毎回、30センチメートルほど埋め戻しては転圧機で突き固め、埋戻し面に有害な変形を生じていないかを確認しながら施工したものであるとのことであった。

(カ) 多目的グラウンド内では、段階確認において、路床の支持力や不良箇所を調べるプルーフローリング試験を実施し、施工時にタイヤローラで路床面を走行することで、たわみ量のチェックを行い、一部において強度不足が確認されたため、土質改良を施した。また、U字溝の埋戻し部分については、特に問題は見受けられなかったとしている。

ウ 以上の市の説明には一定の合理性が認められ、ヒューム管、U字溝の敷設等に関し、廃棄物及び土質双方の観点において、明らかな瑕疵が存するものとは認められなかった。

なお、ヒューム管の敷設に関して、請求人は、木くず（木の根）が混じった掘削土で埋め戻していることを事実証明書において具体的に指摘しているが、前記ア(オ)のとおり埋戻しの際に当該掘削土から根を取り除く作業を行っており、その全てを取り除くことができなかったとしても、そのことをもって市に損害が発生したと考えること及び工事の手直しを求めることは困難である。

(3) 街灯の電線について

市の説明によると、これは、工事期間中、夜間の防犯用の照明灯として、受注者が一時的に仮設しているものであり、前記(1)と同様に本工事に含まれるものではなく、また、今後の工事の進捗によりいずれ取り除くものである。電線の高さは地上約 2 メートルのところにあるが、直接電線に触れることができないよう工事期間中は周辺をバリケードで囲み、安全対策を講じているとし、ケーブルが手の届く位置にある箇所については、これを 3 メートルの高さに付け替えているなど、請求人の主張するような明白な危険性は認められなかった。

3 結論

以上、現地調査、市への事情聴取等の内容を総合的に判断した結果、本工事に対する完了検査を合格とし、市が工事代金を支払ったことは違法又は不当なものとは認められないから、工事代金 143,200,000 円についての損害の賠償及び当該施設の造り直しを求める本件請求については、これを棄却することとする。

4 意見

監査の結論は以上のとおりであるが、この際意見を述べることにする。

恩田運動公園においては、多目的グラウンドからファウルボールが飛来する危険性を深く認識せずに同グラウンド周辺を通行する公園利用者が想定される。多目的グラウンドの防球ネットは他の施設等と比較して特に低いというものではなかったが、事故等の発生をできる限り回避するためにも、公園の入口と多目的グラウンドの周囲に危険性を告知する立札等を設置し、注意を喚起すること、多目的グラウンドを使用する団体等に対して危険回避への配慮を求めることなど、公園利用者の一層の安全確保に努めていただきたい。

また、今後予定されている工事の施工過程で取り除くとした塩化ビニル管、コルゲート管等の産業廃棄物の適正処理については、受注者任せにすることなく、発注者である市においてチェックを行うこととされたい。